## 《令和 5 年度 処遇改善加算等の情報公開について》

## 処遇改善加算等の取得状況について

当法人では，福祉•介護職員処遇改善加算IIIと福祉•介護職員等特定処遇改善加算，ベースアップ等支援加算，そして今年度，令和6年2月分から5月分までの期間限定で創設された，処遇改善臨時特例交付金を取得しています（当法人は，処遇改善加算については加算Iの要件を満たしていますが，全職員に対して支給 していることもあり，収支のバランスも考慮して加算IIIを算定しています。特定処遇改善加算，ベースアッ プ等支援加算，臨時特例交付金につきましても同様に，全職員に対して支給しています）。

## 福祉•介護職員処遇改善加算

介護職員の賃金改善のために平成24年に創設されました。キャリアアップの制度のしくみを構築し，介護職員の資質を向上させることや，労働環境を整備することで介護職員の定着を図り加算を支給しています。
－賃金改善の取組み
当法人は，一時金として年度末の3月に全職員を対象に支払いをしています。
－賃金以外の処遇改善に関する具体的な取組内容

| 瞕場環境等要件 |  | 美熊野福祉会の取組み |
| :---: | :---: | :---: |
| 入 | ①法人や事業所の経営理念やヶア方針•人材育成方針 その実現のための施策•仕組みなどの明確化 | （1）ホームページでの情報公開 <br> 面接時や就職ガイダンス等での案内 |
| 促 | （2）事業者の共同による採用•人事○ーテーション・研修のための制度構築 | （2）圏域内外での法人間の研修の実施 |
| 戍 | （3）他産業からの転職者，主婦層，中高年齢者等，経験者•有資格者等にこだわらない幅広い採用の仕組 みの構築 | （3）不定期にパーワークで職場説明会の実施 |
| 取 | （4）瞕業体験の受入れや地域行事への参加や主催等に よる職業魅力度向上の取組みの実施 | （4）小中学校に出向き，手話•点字等の講座を実施し障害福祉について幅広く周知している |
| 曒 | （1）働きながら介護福祉士取得を目指す者に対する実務者研修受講支援や，より専門性の高い介護技術 を取得しようとする者に対する喀痰吸引，強度行動障害支援者養成研修，サービス提供責任者研修中堅職員に対するマネジメント研修の受講支援等 | （1）介護福祉士等の資格取得の全面的バックアップ資格取得者への資格手当の支給 |
|  | （2）研修の受講やキャリア段位制度と入事考課との連動 |  |
|  | （3）エルダー・メンター（仕事やメンタル面のサポート等をする担当者）制度等の導入 |  |
|  | （4）上位者•担当者等によるキャリア面談など，キャ リアアップ等に関する定期的な面談の機会の確保 | （4）年1回，所属長による今後のキャリアプラン等 や法人に対する提言等をする面談の実施 |

（1）子育てや家族等の介護等と仕事の両立を目指すた めの休業制度等の充実，事業所内託児施設の整備 （2）職員の事情等の状況に応じた勤務シフトや短時間正規職員制度の導入，職員の希望に即した非正規職員から正規職員への転換の制度等の整備
③有給休暇が取得しやすい環境の整備
（4）業務や福利厚生制度，メンタルヘルス等の職員相談窓 $\square$ の設置等相談体制の充実
（2）職員の家庭事情，体調面等に即した勤務シフトや時短勤務制度の導入
非正規職員を対象に年2回登用試験の実施
③組織で利用者支援を実施し有休者をカバーする
（4）ソウェルクラブへの加入
法人内総合相談窓口の設置と外部のハラスメント相談窓口との委託契約
⑤障害を有する者でも働きやすい職場環境の構築や勤務シフトの配慮
（5）ハード・ソフト両面から職場環境を配慮している
（1）福祉•介護職員の身体の負担軽減のための介護技術の修得支援，介護ロボットやリフト等の介護機器等の導入及び研修等による腰痛対策の実施
（2）短時間勤務労働者等も受診可能な健康診断・スト障害者の希望に応じた勤務シフトの作成
①浴室•移乗用の介護ロボットを導入し腰痛等を緩和

レスチェックや，従事者のための休憩室の設置等健康管理対策の実施
（3）雇用管理改善のための管理者に対する研修等の実施
（4）事故・トラブルへの対応マニュアル等の作成等の体制の整備
（1）タブレット端末やインカム等のICT活用や見守リ機器等の介護ロボットやセンサー等の導入による業務量の縮減
（2）高齢者の活躍（居室やフロア等の掃除，食事の配膳下膳などの他，経理や労務，広報なども含めた介護業務以外の業務の提供）等によるや役割分担 の明確化
③） 5 S活動（業務管理の手法の 1 つ。整理•整頓•清掃清潔•躾・の頭文字をとったもの）等の実践による職場環境の整備
（4）業務手順書の作成や，記録•報告様式の工夫等に よる情報共有や作業負担の軽減
①ミーティング等による職場内コミュニケーション の円滑化による個々の福祉•介護職員の気づきを踏 まえた勤務環境や支援内容の改善
（2）地域包括ヶアの一員としてのモチベーション向上 に資する地域の児童•生徒や住民との交流の実施
（3）利用者本位の支援方針など障害福祉や法人の理念等を定期的に学ぶ機会の提供
（4）支援の好事例や，利用者やその家族からの誠意等 の情報を共有する機会の提供

①）タブレット端末や見守り機器センサーの導入
（2）高齢者に長く働いてもらえるよう業務を差別化 し，時短勤務や夜勤の軽減等で配慮
（4）業務マニュアルの作成と福祉見聞録（福祉ソフ ト）での情報共有の実施
（1）月に 1 回の職員会議，階層毎の会議の開催
（2）行政主催の親子講座にて音楽療法を行い交流を
図る
学校で音楽•模擬店を実施し地域貢献
（3）会議等で法人理念の共有
研修委員会主催による様々な研修の実施
（4）年1回の家族会総会の実施•定期的な家族会三役 との意見交換会の実施

## 福祉•介護職員等特定処遇改善加算

現行の福祉•介護職員処遇改善加算に加え，令和元年10月から福祉•介護職員等特定処遇改善加算が創設されました。従来の処遇改善加算に加え，キャリア（経験•技能）のある介謢職員を 3 つのグルー プに分類し，それぞれの職種，キャリアに応じて支払いをしています。

## －賃金改善の取組み

当法人は，通常の処遇改善加算と同様，一時金として年度末の3月に全職員を対象に支払いをしている。

## 福祉•介護職員等ベースアップ等支援加算

令和4年10月からは，障害福祉サービス等報酬改定が行われ「福祉•介護職員等ベースアップ等支援加算」が，福祉職の給与を全産業平均に揃えるという目的で創設されました。

## －賃金改善の取組み

当法人も従来の処遇改善加算と同様に全職員を対象に支給している。支給方法は，毎月「処遇改善手当（1）」 として，月額7，000円を支払い，3月分の支払いで精算しました。

## 処遇改善臨時特例交付金

今年度は国の新たな施策として，収入を更に $2 \%$ 程度引き上げるための措置として「処遇改善臨時特例交付金」が創設されました。支給期間は，令和6年2月分から5月分までの4ヶ月分でした。

## －賃金改善の取組み

当法人の「処遇改善臨時特例交付金」の支払方法は，毎月の手当で「処遇改善手当（2）」として，月額 3，800円を全職員対象に支払い，5月分の支払いで精算しました。

